証券コード 4547 2024年6月4日 (電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株主各位

長 野 県 松 本 市 芳 野 19 番 48 号 **キッセイ薬品工業株式会社** 代表取締役会長 神 澤 陸 雄

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第79期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆当社ウェブサイト

https://www.kissei.co.jp/investor/stock/meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「キッセイ薬品工業」又は「コード」に当社証券コード「4547」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



また、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年6月24日(月曜日)午後5時20分までに議決権をご行使ください。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2024年6月24日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

敬具

1. 日 時 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時

2. 場 所 長野県松本市芳野19番48号 当社本社会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第79期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
- 2. 第79期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

第6号議案 取締役賞与支給の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使いただきますよう お願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同 封の議決権行使書用紙を会場受付へ ご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日 (火曜日) 午前10時



インターネットで議決権を ご行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後5時20分入力完了分まで



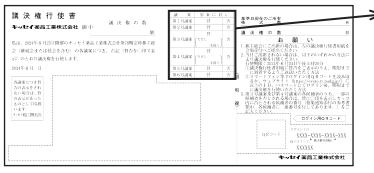
書面(郵送)で議決権を ご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の 賛否をご表示の上、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否 の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取扱わせていただ きます。

行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後5時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第5号及び第6号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- ・ 反対の場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第3号及び第4号議案

- ・ 全員賛成の場合・ 全員反対の場合
- ≫ 「賛」の欄にO印
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対の場合
- 「**賛」** の欄に○印をし、 > 反対する候補者の番号を ご記入ください。

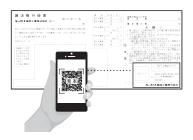
インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



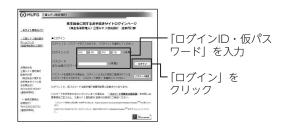
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリック



3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコン、スマートフォン等の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、将来にわたる経営基盤の確保に留意しながら安定的な配当を継続することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たり配当金は中間配当金41円と合わせて82円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき、金41円といたしたいと存じます。 その配当総額は1,812,420,867円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年6月26日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 当社の開発中の製品である筋層非浸潤性膀胱がん治療薬CG0070 (開発番号) は、再生 医療等製品に該当することから、定款第2条に定める当社の事業目的に、再生医療等製 品の記載を追加するものです。
 - (2) 法令の改正等に伴う字句の変更、その他、軽微な字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、動物用医薬品、工業薬品、試薬、農薬その他各種薬品類、食品、食品添加物、酒類、天産物、飼料、飼料添加物、肥料、各種化学製品類、衛生用品、家庭用品、計量器、機械器具、紙類、紙器製品、及び合成樹脂製品の製造売買並びに輸入輸出 2. コンピュータ及び通信に関するソフトウェアの設計、開発業務並びに情報処理業務の受託 3. ソフトウェア、蓄積データ、ハードウェアの売買及び賃貸借並びに輸入輸出 4. 一般土木建築工事業及び不動産の管理、売買並びに賃貸借 5. 倉庫業及びホテル、旅館、レストランの経営並びに観光に関する事業 6. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 7. 経営コンサルタント業
8. 前各号に関連する一切の事業。	8.前各号に関連する一切の事業

現 行 定 款

第3条 <条文省略>

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただ</u> し、事故その他のやむを得ない事由によっ て電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。

第5条~第10条 <条文省略>

(株主名簿管理人)

第11条 〈条文省略〉

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取 締役会の決議によって定め、これを公告す る。
- 3 当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条~第14条 <条文省略>

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条、第17条 <条文省略>

(議決権の代理行使)

第18条 〈条文省略〉

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会 ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

変 更 案

第3条 〈現行どおり〉

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但 し、事故その他のやむを得ない事由によっ て電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。

第5条~第10条 <現行どおり>

(株主名簿管理人)

第11条 <現行どおり>

- 2 株主名簿管理人及び<u></u>その事務取扱場所は 取締役会の決議によって定め、これを公告 する。
- 3 当会社の株主名簿の作成及び備置き、その他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

第12条~第14条 <現行どおり>

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め</u>取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、<u>予め</u>取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が、これに代わる。

第16条、第17条 <現行どおり>

(議決権の代理行使)

第18条 <現行どおり>

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会 毎に代理権を証明する書面を当会社に提出 しなければならない。

	現 行 定 款		変 更 案
	会の設置) 当会社は取締役会を置く。		会の設置) 当会社は <u>、</u> 取締役会を置く。
(員数) 第20条	当会社の取締役は14名以内とする。	(員数) 第20条	当会社の取締役は <u>、</u> 14名以内とする。
第21条	<条文省略>	第21条	<現行どおり>
(任期) 第22条 2	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。	(任期) 第22条 2	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第23条	<条文省略>	第23条	<現行どおり>
第24条	会の招集) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ</u> 取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、 <u>あらかじめ</u> 取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。 <u>たし</u> 、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	第24条	会の招集) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>予め</u> 取締役会において定めた代表取締役が、これを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、 <u>予め</u> 取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が、これに代わる。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 <現行どおり>
第25条	<条文省略>	第25条	<現行どおり>
	受、相談役、顧問、嘱託) 当会社は取締役会の決議により、名誉会長、 相談役、顧問及び嘱託を置くことができる。		受、相談役、顧問、嘱託) 当会社は <u>、</u> 取締役会の決議により、名誉会 長、相談役、顧問及び嘱託を置くことがで きる。
第27条、	第28条 <条文省略>	第27条、	第28条 <現行どおり>

現 行 定 款

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし</u>、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

第32条 〈条文省略〉

(補欠の監査役の予選の効力)

第33条 補欠の監査役の予選の効力は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会開始の<u>とき</u>までとす る。<u>ただし</u>、予選の決議においてこれより 短い期間を定めることができる。

(任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、予選により選任された監査役の任期については、退任した監査役の任期の満了するとき又はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときのいずれか早い時期までとする。

第35条 <条文省略>

変 更 案

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

第32条 <現行どおり>

(補欠の監査役の予選の効力)

第33条 補欠の監査役の予選の効力は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会開始の時までとする。 但し、予選の決議において、これより短い 期間を定めることができる。

(仟期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、予選により選任された監査役の任期については、退任した監査役の任期の満了する時又は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時の何れか早い時までとする。

第35条 <現行どおり>

現行定款 変 更 案 (監査役会の招集) (監査役会の招集) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査役に対して発する。ただし、緊急 に各監査役に対して発する。但し、緊急の 場合は、この期間を短縮することができる。 の場合はこの期間を短縮することができる。 2 〈条文省略〉 2 〈現行どおり〉 第37条、第38条 〈条文省略〉 第37条、第38条 <現行どおり> (社外監査役との責任限定契約) (社外監査役との責任限定契約) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に会社法第423条 より、社外監査役との間に会社法第423条 第1項の賠償責任を限定する契約を締結す 第1項の賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。但し、当該契約に基づく ることができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令が定める額と 賠償責任の限度額は、法令が定める額とす する。 る。 (会計監査人の設置) (会計監査人の設置) 第40条 当会社は会計監査人を置く。 第40条 当会社は、会計監査人を置く。 (選仟の方法) (選任の方法) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選 第41条 会計監査人は、株主総会の決議により選任 仟する。 する。 (仟期) (仟期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結のときまでとする。 定時株主総会終結の時までとする。 2 〈条文省略〉 2 <現行どおり> 第43条 <条文省略> 第43条 <現行どおり>

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1 日から翌年3月31日までとする。

第45条~第47条 〈条文省略〉

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、1年とし、毎年4月 1日から翌年3月31日までとする。

第45条~第47条 <現行どおり>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会 が指名しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

状神及が間白は火ひとむりであります。						
候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数			
1	神 澤 陸 雄 (1949年10月13日生) 社内 男 性	1976年 4月 当社入社 1982年 6月 当社取締役企画室長 1984年 6月 当社常務取締役企画室長 1987年 6月 当社専務取締役企画室長 1989年 4月 当社専務取締役経営企画本部長 1992年 6月 当社代表取締役社長 2014年 6月 当社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) 現在に至る (重要な兼職の状況) 公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長	1,542,590株			
	同氏は取締役に就任 有しています。また、 長兼CEO(最高経営責	【取締役候補者とした理由】 同氏は取締役に就任し42年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を 有しています。また、1992年から22年間当社の代表取締役社長、その後、2014年より代表取締役会 長兼CEO(最高経営責任者)として経営全般を適切に統括していることから、当社取締役として適任 であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
2	竹花泰雄 (1960年10月7日生) 社內 男性	1984年 4月 当社入社 2007年 6月 当社研究本部研究企画部長 2008年 6月 当社研究本部創薬研究部長 2010年 6月 当社研究本部理事創薬研究部長 2012年 6月 当社取締役研究本部研究企画部長 2016年 6月 当社常務取締役経営企画部長 2020年 6月 当社常務取締役 2022年 6月 当社代表取締役社長兼COO(最高執行責任者) 現在に至る	16,364株			
	じて、当社の事業活動会 締役社長兼COO(最高	里由】 て、2012年に取締役に就任、研究及び経営企画部門の責任者とし 全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2022 執行責任者)として経営全般を適切に統括していることから、当 引き続き取締役候補者としております。	2年より代表取			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	福島敬立 (1956年1月13日生) 社内 男性	1979年 4月 当社入社 2011年10月 当社医薬営業本部理事流通推進部長 2012年 6月 当社取締役医薬営業本部流通推進部長 2012年10月 当社取締役医薬営業本部医薬推進部長兼 流通推進部長 2014年 6月 当社専務取締役医薬営業本部長 2020年 6月 当社専務取締役 2022年 6月 当社取締役副社長 現在に至る	11,800株
	役、2022年から取締役	里由】 を経て、2012年に取締役に就任、2014年に常務取締役、2020 記副社長として、経営全般の補佐を担ってまいりましたことから、 」、引き続き取締役候補者としております。	年に専務取締 当社取締役と
4	意 世 哲 (1961年9月18日生) 社內 男性	1985年 4月 当社入社 2007年10月 当社人事部担当部長 2010年 6月 当社人事部長 2014年 6月 当社取締役人事部長 2020年 6月 当社常務取締役人事部長 2022年 6月 当社専務取締役 現在に至る	15,636株
	として、主に人事・総	里由】 て、2014年に取締役に就任、2020年に常務取締役、2022年か 務及びサステナビリティ活動全般の管理・監督機能を担ってまし て適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	ら専務取締役いりましたこと
5	きた はら たか ひで 北 原 孝 秀 (1962年3月9日生) 社内 男性	1986年 4月 当社入社 2012年 6月 当社財務管理部長 2016年 6月 当社理事財務管理部長 2018年 6月 当社取締役財務管理部長 2022年 6月 当社常務取締役財務管理部長 2023年10月 当社常務取締役財務管理部長兼 CFO (最高財務責任者) 現在に至る	9,031株
	年から常務取締役財務領	理由】 を経て、2018年に取締役に就任、2022年に常務取締役財務管理 管理部長兼CFO(最高財務責任者)として、主に財務の管理・監 ら、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補	督機能を担っ

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6	降 旗 喜 男 (1962年1月12日生) 社内 男性	1984年 4月 当社入社 2000年10月 キッセイファーマ・ヨーロッパ株式会社(出向)代表取締役社長 2008年 6月 当社取締役事業開発部長 2012年 6月 当社取締役開発本部長 2016年 6月 当社常務取締役開発本部長 2018年 6月 当社代表取締役社長兼COO(最高執行責任者) 2022年 6月 当社取締役相談役 現在に至る	12,800株
	ての任務を通じて、当初 年に常務取締役、2018	里由】 蚤て、2008年に取締役に就任、事業開発、経営企画及び開発部門 出の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。 B年から代表取締役社長兼COO(最高執行責任者)を歴任してま して適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	。また、2016 いりましたこ
7	野 明 浩 史 (1964年5月15日生) 社內 男性	1987年 4月 当社入社 2014年 7月 当社医薬営業本部医薬企画部担当部長 2016年 6月 当社医薬営業本部関越支店長 2018年 6月 当社医薬営業本部医薬企画部長 2020年10月 当社医薬営業本部理事医薬企画部長 2022年 6月 当社取締役医薬営業本部長 現在に至る	1,700株
		を経て、2022年に取締役に就任、主に営業・マーケティングの管 ことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締	
8	營 澤 敬 治 (1967年4月14日生) 社內 男性	1993年 4月 当社入社 2017年10月 当社事業開発部担当部長 2018年 4月 当社研究本部研究統括部担当部長 2021年 9月 当社研究本部研究統括部長 2022年 6月 当社取締役研究本部長 現在に至る	1,800株
	【取締役候補者とした5 同氏は事業開発及び6 ってまいりましたこと5 ります。	里由】 开究部門を経て、2022年に取締役に就任、主に創薬研究の管理・ から、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役修	監督機能を担 禁補者としてお

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
9	清水 重 孝 (1949年6月30日生) 社外 独立 男性	1972年 4 月 株式会社八十二銀行入行 2007年 6 月 同行常務取締役 2011年 6 月 同行退社 2011年 6 月 八十二リース株式会社代表取締役社長兼 八十二オートリース株式会社代表取締役社長 2013年 6 月 同社退社 2013年 6 月 八十二証券株式会社社外監査役 2014年 6 月 当社社外取締役 2015年 6 月 八十二証券株式会社退社 2016年 6 月 日穀製粉株式会社社外監査役 2020年 6 月 同社退社 現在に至る	3,800株
	同氏は略歴のとおり、 社外取締役として、当 ス強化の役割を果たし	した理由及び期待される役割】 金融機関での豊富な知識と会社経営者としての経験、高い知見 社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当 ていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただく 役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締	á社のガバナン (ことを期待す
10	の 野村 (1946年10月24日生) 社外 独立 男性	1969年 3 月 野村工業株式会社入社 1989年 7 月 同社代表取締役社長 1989年 12月 株式会社エスエヌ精機代表取締役社長 1995年 11月 株式会社コスモ精工社外取締役 1998年 8 月 台湾野村股份有限公司董事長 2004年 2 月 株式会社長野日報社社外取締役 2004年 4 月 株式会社世界最速試作センター社外取締役 2005年 6 月 野村工業株式会社エスエヌ精機が合併し、社名変更 野村ユニソン株式会社代表取締役社長 2008年 8 月 ドメーヌ・ドゥ・ラ・セネシャリエール社(フランス)代表取締役社長 2016年 6 月 当社社外取締役 2021年 8 月 野村ユニソン株式会社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 野村ユニソン株式会社代表取締役会長	5,100株
	同氏は略歴のとおり、 取締役として、当社の領 化の役割を果たしてい	した理由及び期待される役割】 、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と高い知見を有し経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことしての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役修)ガバナンス強 とを期待すると

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
11	内 川 小古合 (1950年11月7日生) 社外 独立 女性	1973年 4月 丸の内タイピスト学校(現丸の内ビジネス専門学校)入職 1996年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長 2012年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 2013年 6月 株式会社長野銀行社外取締役 2018年 1月 学校法人秋桜会理事長 2020年 6月 当社社外取締役 2023年 6月 アルピコホールディングス株式会社社外監査役現在に至る (重要な兼職の状況) 学校法人秋桜会理事長丸の内ビジネス専門学校校長株式会社長野銀行社外取締役アルピコホールディングス株式会社社外監査役	1,700株
	同氏は略歴のとおり、 関する豊富な経験と高 及び客観的な視点で指 ります。上記の役割を を適切に遂行できるとも なお、同氏は直接会	した理由及び期待される役割】 、長年教育に関わりながら、学校法人経営者としての組織開発及い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し商及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たして 引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役 判断し、引き続き社外取締役候補者としております。 社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社 することができると判断しております。	多様な価値観 いただいてお としての職務

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
12	大 月 良 則 (1960年7月21日生) 社外 独立 男性	1984年 4月 長野県庁入庁 2003年10月 同庁社会部障害福祉課長 2010年 9月 同庁総務部秘書課企画幹兼課長補佐(知事政策担当秘書) 2014年 9月 同庁総務部秘書課長 2016年 4月 同庁県民文化部国際担当部長 2018年 9月 同庁健康福祉部長 2019年12月 同庁退職 2020年 4月 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター地域連携推進部長 同職退任 2021年 3月 2021年 4月 公益財団法人日本国際連合協会長野県本部理事2021年 6月 学校法人長野日本大学学園理事・評議員2022年 1月 社会福祉法人敬老園監事2024年 1月 株式会社国際社会健全育成学会顧問現在に至る	1,200株
	同氏は略歴のとおり 験と高い知見を有して をいただくとともに、 き続き果たしていただ 断し、引き続き社外取約 なお、同氏は直接会	した理由及び期待される役割】 、長年地方行政に関わりながら、特に福祉・医療、経済・国際交 おり、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で 当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上 くことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂 命役候補者としております。 社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社 することができると判断しております。	指摘及び助言 記の役割を引 行できると判

- (注) 1. 各取締役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項の内容
 - ①候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、社外取締役候補 者であります。
 - ②候補者清水重孝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
 - ③候補者野村稔氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
 - ④候補者内川小百合氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 - ⑤候補者大月良則氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - 3. 候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、現在当社の社外 取締役であり、当社は当社定款第29条及び会社法第427条第1項の規定により各氏との間で、法令に 定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を 締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限 度額としております。各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによ

- って生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5. 候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役岩渕道男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役伊佐治正幸氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	腰原なおみ (1966年7月30日生) 社内新田女性	1989年 4月 当社入社 2019年 4月 当社開発本部開発推進部長 2021年11月 当社経営企画部担当部長 2022年12月 当社経営企画部参与 現在に至る	0株
		長年、臨床開発業務に携わってきたほか、経営企画部門の任務を 験と高度な知識を有しており、当社監査役として適任であると判	
2	岩 渕 道 男 (1955年12月15日生) 社 外 独 立 男 性	1983年8月公認会計士登録 1998年7月中央監査法人(みすず監査法人)代表社員 2007年7月新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2017年6月同法人退社 2017年7月岩渕道男公認会計士事務所代表 2018年1月税理士登録 2018年5月株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 2018年6月株式会社R&Cホールディングス社外監査役 2020年6月当社社外監査役現在に至る (重要な兼職の状況)岩渕道男公認会計士事務所代表 株式会社R&Cホールディングス社外監査行	800株
	することができるとの* なお、同氏は直接会*	した理由】 び税理士の資格を有しており、その会計及び税務の知識や経験か 判断から、社外監査役として選任をお願いするものであります。 社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社 することができると判断しております。	

- (注) 1. 両監査役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容 ①候補者岩渕道男氏は、社外監査役候補者であります。

- ②同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 3. 候補者岩渕道男氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は当社定款第39条及び会社法第427条第1項の規定により同氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
- 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。両監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5. 当社は、候補者岩渕道男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2022年6月23日開催の第77期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査役久保田明雄氏の選任の効力が失効となりますので、社外監査役中川寛道氏、並びに第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に社外監査役岩渕道男氏の両氏の補欠として、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
久保田 明 雄 (1966年2月18日生) 社外 独立 男性	1998年 4 月 弁護士登録(長野県弁護士会) 1998年 4 月 宮澤法律事務所(長野市)入所 2001年 3 月 同事務所退所 2001年 4 月 久保田法律事務所入所(パートナー弁護士) 2021年 4 月 長野県弁護士会会長 2022年 3 月 同会会長退任 現在に至る (重要な兼職の状況) 久保田法律事務所代表弁護士	O株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

同氏は略歴のとおり、弁護士の資格を有しており、その法律知識や経験から監査を遂行することができるとの判断から、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者としております。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務 を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 同氏と、当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠の社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は当社定款第39条及び会社法第427条第1項の規定により同氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 5. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が社外監 査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<ご参考> 本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス(予定)

当社の取締役会がその意思決定及び業務執行状況の監督機関としての機能を発揮するために、当社の経営理念及び経営ビジョンに照らして、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、医療用医薬品事業を効率的に行うために、主たる業務の執行に秀でた人材で、かつ株主の付託に応えることのできる資質を備えていることを取締役に求める要件としております。以上を踏まえ、各取締役に対して以下の分野におけるスキルの発揮を期待しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保できているものと考えています。

	氏	名	独立 社外	企業経営	グローバル	研究開発	販売・ マーケティング	財務会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	ESG・ サステナビリティ
	神澤	陸雄		•	•			•	•	•	•
	竹花	泰雄		•	•	•			•		•
	福島	敬二		•			•		•	•	•
	高山	哲		•					•	•	•
	北原	孝秀		•				•	•		•
取締	降簱	喜男		•	•	•			•		•
役	野明	浩史					•		•	•	•
	宮澤	敬治			•	•			•		•
	清水	重孝	•	•	•			•	•		•
	野村	稔	•	•	•			•	•		•
	内川	小百合	•	•	•				•	•	•
	大月	良則	•	•	•				•	•	•
	菊池	伸次		•		•			•		•
監査	腰原	なおみ		•		•			•		•
役	中川	寛道	•	•					•	•	•
	岩渕	道男	•	•	•			•	•		•

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時の当社取締役8名(社外取締役を除く。)に対し、当期の業績等を勘案して取締役賞与総額9,550,000円を支給いたしたいと存じます。

対象取締役の賞与につきましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの回復と歩調を合わせ社会経済活動が正常化する一方で、不安定な世界情勢に加え歴史的な円安水準や物価高騰の影響などにより、先行き不透明な状況で推移しました。

医薬品業界においては、薬価制度改革をはじめとする医療費抑制策の一環として、2022年4月の薬価改定に続き、2023年4月にも薬価の中間年改定が実施されるなど、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しています。また、情報サービス業界において旺盛なICT需要が継続する一方、建設請負業界、物品販売業界においては設備投資意欲に持ち直しの動きが見られるものの、足元の景気は個人消費を中心に力強さに欠け、依然として厳しい競争環境下にありました。

このような情勢の中で、当連結会計年度の売上高は755億7千9百万円(前連結会計年度比12.0%増)、 営業利益は40億1千7百万円、経常利益は61億4千2百万円(前連結会計年度比925.9%増)、親会社株主 に帰属する当期純利益は111億6千万円(前連結会計年度比6.0%増)となりました。

セグメントごとの業績については、医薬品事業の売上高は、633億4千8百万円(前連結会計年度比12.6 %増)となりました。当社は、2023年4月に慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬「タバリス錠」を、同年12月に透析患者におけるそう痒症治療薬「コルスバ静注透析用シリンジ」をそれぞれ新発売しました。これら新製品の売上に加え、過活動膀胱治療薬「ベオーバ錠」、2022年度に新発売した顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬「タブネオスカプセル」並びに潰瘍性大腸炎治療薬「カログラ錠」の伸長、さらにはコ・プロモーションフィーなども増加し、増収となりました。

情報サービス事業の売上高は83億9千9百万円(前連結会計年度比1.4%増)、建設請負事業の売上高は30億2千2百万円(前連結会計年度比29.0%増)、物品販売事業の売上高は8億9百万円(前連結会計年度比30.4%増)となりました。

利益面では、増収に加え、売上原価率の改善、研究開発費を主とした販売費及び一般管理費の減少などにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。なお、営業外収益として有価証券売却益及び有価証券評価益を、特別利益として投資有価証券売却益をそれぞれ計上しています。

研究開発の状況では、筋層非浸潤性膀胱がん治療薬CG0070(開発番号)は、技術導入元であるCGオンコロジー社(米国)が主導する国際共同第Ⅲ相臨床試験に参画し、日本国内における臨床試験が進められています。また、当社が創製した子宮筋腫・子宮内膜症治療薬リンザゴリクス(一般名、開発番号:KLH-2109)は、子宮筋腫を適応症として国内第Ⅲ相臨床試験を進めています。なお、脊髄小脳変性症治療薬ロバチレリン(一般名、開発番号:KPS-0373)については、2023年7月に承認申請を一旦取り下げ、追加臨床試験の実施可能性を検討中です。

海外においては、リンザゴリクスについて、子宮筋腫を適応症とする2024年度上半期中の欧州における本剤の発売に向け、技術導出先であるセラメックス社(英国)により市場導入準備が進められています。当社が、インマジンバイオファーマシューティカルズ社(中国)との間で締結した、慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬ホスタマチニブ(一般名、開発番号:R788)の中国における開発権及び販売権を許諾するサブライセンス契約は、2023年12月に終結しました。また、アファメドセラピューティクス社(中国)との間で締結した、当社創製のパーキンソン病治療薬KDT-3594(開発番号)の中国他における開発権及び販売権を許諾するライセンス契約についても2024年5月に終結しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、18億7千9百万円でありました。その主なものは、生産設備などの購入です。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国際情勢の悪化、円安の進行、原材料・エネルギー価格や物流費の高騰、気候変動等により、世界並びに我が国経済の見通しは、一層の不透明感を増しています。また、我が国においては、少子高齢化が進展する中で、国民皆保険制度を維持するための社会保障制度の再構築が進められ、医療用医薬品に対しては、毎年の薬価改定をはじめとした薬価制度改革や、後発品使用促進策等の薬剤費抑制策が実施されています。このような状況下、製薬産業には、医薬品の安定的な供給、希少疾病や新興感染症、難治性疾患の治療、生活の質(Quality of life)の向上におけるイノベーションが求められています。研究開発競争が激化する一方、新薬の研究開発は高度化、困難化し、大きな投資を必要としており、研究開発リスクはますます増大しています。

激変する経営環境において、当社が将来にわたって社会的使命を果たし、安定的に成長していくための第一義的課題は、医療ニーズに応じた特長ある新薬を継続的に上市していくこと、高品質な製商品を安定して供給できる体制を構築、維持すること、そして、適切な情報提供活動により必要な患者さんに適正に処方される販売体制を構築することにあります。当社は、創薬研究開発型企業としての持続的成長を成し遂げるため、2020年4月より中期5ヵ年経営計画「PEGASUS」をスタートさせ、以下の4つの課題に取り組んでいます。

①国内売上の拡大

重点戦略製品の育成、ライセンスイン、臨床開発後期ステージの開発プロジェクトの事業化により、新薬を中心とする製品ラインナップを構築するとともに、希少疾病領域における情報提供・販売体制を構築し、国内医療用医薬品事業の売上を拡大します。また、ヘルスケア食品事業においては、高品質な製品の提供と新製品の開発によって収益を拡大します。

②海外収益基盤の強化

既存製品の海外収益を確保することに加え、リンザゴリクスを海外で発売し、新たな海外収益を獲得します。さらに、ライセンスアウトによる新たな海外収益基盤の構築を進めます。

③開発パイプラインの拡充

低分子にフォーカスした創薬研究を推進するとともに、領域戦略に合致したライセンスインにより、将 来の安定成長を支える研究開発パイプラインを構築します。

④経営環境の変化に対応する経営基盤の強化

法令及びコンプライアンスを遵守し、高品質な製商品の安定供給と生産性の向上に努めます。また、ステークホルダーとの良好な関係を維持するとともに、ガバナンス体制の更なる強化を図り、サステナビリティ経営を推進します。

また、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向け、創薬研究開発型企業として持続的な価値を創出するとともに、ROE 8 %以上、PBR 1 倍以上、及び政策保有株式の対純資産割合10%以下の財務状態であることを「あるべき姿」として、資本収益性の向上に取り組んでいます。

(5) 財産及び損益の状況

	期	別	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期
区	分		(2020年4月1日から (2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から (2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)
売	上	高	69,044百万円	65,381百万円	67,493百万円	75,579百万円
経	常利	益	3,476百万円	562百万円	598百万円	6,142百万円
	会社株主に! る 当 期 純 オ		5,285百万円	12,921百万円	10,528百万円	11,160百万円
1 杉	*当たり当期純	利益	113円25銭	280円20銭	228円31銭	246円61銭
純	資	産	219,953百万円	202,180百万円	194,814百万円	221,136百万円
総	資	産	268,861百万円	238,087百万円	221,200百万円	260,929百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 当社の出資比率	主要な事業内容
キッセイ商事株式会社	50百万円 100.0%	資材の仕入・販売
キッセイコムテック株式会社	334百万円 83.0%	システム開発、情報処理
ハシバテクノス株式会社	45百万円 100.0%	建設請負、施設・設備管理

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当グループは、医療用医薬品の製造販売を主な事業内容とし、さらに関連する資材の仕入・販売、システム開発、情報処理、建設請負、施設・設備管理、情報収集・開発支援及びその他サービス等の事業活動を展開しています。

(8) **主要な営業所及び工場**(2024年3月31日現在)

		本社		長野県松本市	
		東京本社		東京都中央区	
		東京本社	: (小石川)	東京都文京区	
		支店(10ヵ所、支店の下に42営業所)		札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都文京区、横浜市、松本市、 名古屋市、大阪市、広島市、 福岡市	
当社	キッセイ薬品工業株式会社	工場	松本工場	長野県松本市	
		上物	塩尻工場	長野県塩尻市	
			中央研究所		
		研究所	第二研究所	長野県安曇野市	
			製剤研究所		
			上越化学研究所	新潟県上越市	
		ヘルスケ	ア事業センター	長野県塩尻市	
	 キッセイ商事株式会社	本社		長野県松本市	
子会社		製麺工場		長野県塩尻市	
	キッセイコムテック株式会社・	本社		長野県松本市	
		東京事業	所	東京都豊島区	
	ハシバテクノス株式会社	本社		長野県松本市	

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		1,7	79名(202名)	16名減(4名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
1,333名(138名)	26名減(3名増)			43.6歳	19.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

	借			入			先			借	入	額	
株	式	会	社	八	+	=	銀	行				720百万円	
株	式	会	社	み	4 "	ほ	銀	行	420百万円				
株	式	会	社	-	長	野	銀	行				190百万円	

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

227,000,000株

(2)発行済株式の総数

49,311,185株

(3) 株主数

4,188名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,694千株	10.6%
株式会社八十二銀行	2,203千株	5.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,982千株	4.5%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,920千株	4.3%
有限会社カンザワ	1,678千株	3.8%
神 澤 陸 雄	1,542千株	3.5%
キッセイグループ従業員持株会	1,257千株	2.8%
鍋 林 株 式 会 社	1,222千株	2.8%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	948千株	2.1%
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社	914千株	2.1%

⁽注) 当社は自己株式を5,105,798株保有していますが、上記大株主には記載していません。 なお、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	神 澤 陸 雄		公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長
代表取締役社長	竹 花 泰 雄		
取締役副社長	福島敬二		
専務取締役	高 山 哲		
常務取締役	北原孝秀	財務管理部長	
取締役相談役	降りたい。		
取 締 役	野 明 浩 史	医薬営業本部長	
取 締 役	宮澤敬治	研究本部長	
取 締 役	清水重孝		
取 締 役	野村稔		野村ユニソン株式会社代表取締役会長
取締役	内川小百合		学校法人秋桜会理事長・丸の内ビジネス専門学校校長 株式会社長野銀行社外取締役 アルピコホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	大 月 良 則		
常勤監査役	菊 池 伸 次		
監 査 役	伊佐治 正 幸		
監 査 役	中 川 寛 道		中川寛道法律事務所弁護士
監 査 役	岩渕道男		岩渕道男公認会計士事務所公認会計士・税理士 株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 株式会社R&Cホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏は、社外取締役です。
 - 2. 取締役大月良則氏は、株式会社国際社会健全育成学会専務を兼職していましたが、2023年11月をもって退任しました。
 - 3. 監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏は、社外監査役です。
 - 4. 監査役岩渕道男氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 - 5. 当社は取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏並びに監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

6. 当社では執行役員制度を導入しています。当期末における執行役員は、次のとおりです。

上席執行役員 清野 雄治 開発本部長

上席 執行 役員 斎藤 洋生 医薬営業本部東京支店長

上席執行役員 保積 克司 医薬営業本部関西支店長

上席執行役員 金子 薫 信頼性保証本部長

執 行 役 員 駒村 孝幸 経営企画部長

執 行 役 員 永沼 剛 製薬本部長

執 行 役 員 三島 康正 ヘルスケア事業部長

執 行 役 員 桐澤 康彦 法務部長

執 行 役 員 内田 雅彦 システム企画部長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役

- ②保険契約の内容の概要
 - 1. 被保険者の実質的な保険料等負担割合 保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - 2. 填補の対象となる保険事故の概要及び被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです。

取締役の基本報酬は、職位(役位)に取締役としての経験等を加味した額をもって設定しています。設定に際し、職位(役位)間における報酬額のバランスや会社業績等も考慮しています。

取締役の賞与は、当期の会社業績等を勘案した上で、毎年の定時株主総会に議案として提案し、ご承認 いただいています。なお、取締役の個人別の支給額については、職位(役位)間における報酬額のバランスを考慮しています。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、取締役会が決定権限を有しています。社外取締役、代表取締役会長(CEO)及び代表取締役社長(COO)で構成する「指名・報酬審議委員会」は、上記方針と報酬等の額との整合性を含めた総合的な検討及び審議を経て、取締役の個人別の報酬等の額を取締役会に答申しています。取締役会は基本的にその答申を尊重して取締役の個人別の報酬

等の額を決定していることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち、社外取締役)	309百万円 (23百万円)	12名 (4名)
監 査 役 (う 5、社 外 監 査 役)	39百万円 (10百万円)	4名 (2名)
合 計	348百万円	16名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 - 2. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬(役員賞与含む。)のみとしています。
 - 3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)とご決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内とご決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
 - 5. 支給人員及び支給額には、以下のものも含まれています。
 - ・2024年6月25日開催の第79期定時株主総会において提案する役員賞与 取締役 8名 9百万円(うち、社外取締役 0名 - 百万円)

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役野村稔氏は、野村ユニソン株式会社の代表取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役内川小百合氏は、株式会社長野銀行の社外取締役、アルピコホールディングス株式会社の社外監査役です。当社と同行及び同社との間には取引関係がありますが、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大月良則氏は、2023年11月まで株式会社国際社会健全育成学会の専務を兼職していました。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役中川寛道氏は、中川寛道法律事務所の代表です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所の代表、株式会社竹内製作所の社外取締役監査等委員、 株式会社R&Cホールディングスの社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏 名	出 席 状 況 並 び に 発 言 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	清水重孝	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、金融機関での財務会計に関する豊富な知識と会社経営者としての経験と知見に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	野村稔	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、会社経営者としての企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	内川小百合	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な知識と教育業界での経験に基づき、当社の経営に関し多様な価値観及び客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	大月良則	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、地方行政での福祉・医療・経済・国際交流に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
監 査 役	中川寛道	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監 査 役	岩渕道男	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての財務会計に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があった ものとみなす書面決議が3回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社 法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約 (責任限定契約)を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定め る最低責任限度額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払額	Į
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		57百万円	}
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		57百万円	}

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 - 2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、適正な監査を実施するために本監査報酬が妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
 - 3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「キッセイ薬品内部統制基本方針」について以下のとおり決定しています。

キッセイ薬品工業株式会社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する/会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ永続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法に従い、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。 又、取締役会は、コンプライアンス推進部門責任者をして、コンプライアンス推進を統括せしめると共 に、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。尚、コンプライアンス委員会の委員 長は、コンプライアンス推進部門の長とする。
- ②取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれる様、内部通報者保護法に従い、法務部門責任者をして、通報・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。又、法務部門責任者をして、文書管理規程を運用せしめ、これにより、必要な文書(磁気的記録その他の記憶媒体を含むものとする。)を関連資料その他情報と共に、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に遅滞なくその閲覧に供する。
- ③文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う 体制を整備する。
- ②リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に管掌させる。又、当社は、取締役会の諮問機関としてこれら3部門の部門責任者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理体制整備の進捗状況を監視すると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。尚、リスク管理委員会の委員長は、取締役社長が任命する。

③各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備すると共に、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。又、新たに発生したリスクについては同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社における一定基準以上の全ての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは随時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制とを意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定手続きを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。又、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

(5)企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法経営を行う。
- ②当社は、取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各グループ企業の取締役会決議前に当社関連企業管理部門に承認を求め又は、報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。又、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。
- ③グループ全体の通報・相談制度を設け、法律違反及び社内規則違反等に関する情報の収集、確保に努め、 グループ各社における自浄機能により、未然に適切な対応がとれるようグループ全体の遵法経営体制を整備する。
- ④グループ企業は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスク・マネジメントを行い、当社は、グループ企業のリスク・マネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施策を実施する。
- ⑤グループ企業の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ企業の業務分掌、職務権限及び 意思決定に関する明確な手続きを整備する。

(6) 財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保するための体制

①財務報告等に係る内部統制構築・評価の基本方針を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項

- ①監査役は、職務を補助すべき使用人が必要な場合、速やかに取締役社長と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を使用することができる。
- ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。
- ③補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査役会の事前の承認 を得なければならない。

(8) 当社の取締役及び使用人並びにグループ企業の取締役、監査役及び使用人による監査役又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制

- ①当社並びにグループ企業の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上定め、当社取締役、部門責任者又は、グループ企業の取締役等が報告をする。
- ②監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒヤリングを実施する機会を与える。
- ③監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ④監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び、グループ企業の取締役・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行う。

(9) 反社会的勢力及び腐敗行為を排除するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備する。
- ②腐敗行為禁止基本方針に則り、誠実・清廉な企業文化の陶冶に努め、法令・社会規範を遵守し、且つ、公正な取引と健全な競争を事業の基本として、贈賄を含む、如何なる腐敗行為を事業活動から排除する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般に関する事項

- ①当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する/会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」、さらには「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し、全社員に周知徹底しています。
- ②最高執行責任者(COO)直轄の監査室が「内部監査規程」に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき、 各部門の業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から内部監査を実施しています。
- ③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づき内部統制の整備状況及び運用状況の有効性 を評価しています。

(2) コンプライアンス体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに「コンプライアンス・プログラム」を展開し、コンプライアンス推進の適正化を図りました。なお、当社グループのコンプライアンス推進状況については、2024年2月開催の取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を任命し、所轄部署のプログラムの推進、並びに所属員に対する啓発及び教育を実施しました。
- ③コンプライアンス推進室主導の下、「経営会議」をはじめとする各種会議体において、教育・研修を行い、 コンプライアンスの啓発を推進しました。また、啓発の一環として、2023年8月にコンプライアンス状 況の把握を目的に全社員を対象としたアンケートを実施しました。

(3)情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役の職務執行に関する文書の取扱いについては、文書総括管理責任者(法務部門責任者)の下、「文書管理規程」に基づき必要な文書を適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しました。なお、当社グループの文書管理状況については、2024年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門において文書管理責任者及び文書管理担当者を任命し、所轄部署の文書管理を行いました。

(4) リスク管理体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置の上、当社グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備し、その進捗状況を監視しました。なお、当社グループのリスク管理状況については、2024年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてリスク管理責任者及びリスク管理担当者を任命し、所轄部署のリスク管理を行いました。

(5) 取締役の効率的な職務執行に関する事項

- ①当社における取締役会は、経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、常に活発な議論を尽くし、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めています。なお、当事業年度において、取締役会は計14回開催されました。
- ②取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を 高め経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長(CEO)が経営全般 を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長(COO)が事業全般の執行責任を担う体制としていま す。
- ③中期経営計画「PEGASUS」(2020年4月~2025年3月)及び年度経営計画(2023年4月~2024年3月)に基づき、進捗管理並びに業績管理を行いました。

(6) グループ企業に関する事項

- ①「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業がその自主性を発揮し、事業の遂行と安定成長するための 指導・管理を行いました。なお、グループ各社の内部統制の整備・運用状況については、2024年1月開催の各社取締役会及び同年2月開催の当社取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②「経営会議」においてグループ各社の代表取締役及び役付取締役の出席を求め、当社グループの経営情報や業務活動内容の共有化を図りました。

(7) 監査役の実効的な監査に関する事項

- ①監査役は、取締役会に出席する(グループ企業も同様)とともに、「経営会議」「業務執行会議」をはじめ とする社内の重要な会議体へ出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けました。
- ②監査役は、代表取締役会長及び代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うなどの連携を図ったほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」などの会議体に出席し運用体制の把握と進捗管理を行いました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	104,551	流 動 負 債	17,663
現金及び預金	22,894	支払手形及び買掛金	4,893
受 取 手 形	126	短期借入金	1,340
売 掛 金	27,664	未払法人税等	2,380
契 約 資 産	889	賞 与 引 当 金	1,847
有 価 証 券	23,039	役員賞与引当金	9
商品及び製品	14,310	販売費引当金	143
仕 掛 品	304	契約負債	1,486
原材料及び貯蔵品	11,682	その他	5,562
そ の 他	3,640	固定負債	22,129
固 定 資 産	156,377	繰延税金負債	21,188
有 形 固 定 資 産	24,861	役員退職慰労引当金	209
建物及び構築物	7,999	資産除去債務	143
土 地	13,594	そ の 他	588
建設仮勘定	383	負 債 合 計	39,793
その他	2,883	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	1,992	株 主 資 本	162,683
ソフトウェア	1,444	資 本 金	24,356
0 h h	309	 資本剰余金	24,226
そ の 他 か 資 を の 他 の 資 産	239 129,523	利益剰余金	127,310
ID X2 /# =T 1/4	106,361		△13,209
日 投資有価証券 長期貸付金	100,301		•
退職給付に係る資産	7,311	その他の包括利益累計額	57,344
操 延 税 金 資 産	608	その他有価証券評価差額金	52,782
長期前払費用	14,219	退職給付に係る調整累計額	4,562
そ の 他	1,034	非 支 配 株 主 持 分	1,107
貸 倒 引 当 金	△18	純 資 産 合 計	221,136
資 産 合 計	260,929	負債純資産合計	260,929

連結損益計算書

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで)

	科			金	額
売	上	高			75,579
売	上	原 価			38,238
売	上	総利	益		37,341
販 売	費及び一	般管理費			33,324
営	業	利	益		4,017
営	業外	収益			
受	取利息	及 び 配 当	金	1,319	
有	価 証	券 売 却	益	585	
有	価 証	券 評 価	益	307	
そ		の	他	116	2,329
営	業外	費用			
支	払	利	息	18	
為	替	差	損	103	
支	払	手 数	料	65	
そ		\mathcal{O}	他	16	203
経	常	利	益		6,142
特	別	利 益			
固	定資	産 売 却	益	121	
投	資 有 価	証 券 売 却	益	8,228	8,349
特	別	損 失			
固	定資	産 処 分	損	41	
投	資 有 価	証 券 評 価	損	1	43
	金等調整	前当期純利	益		14,449
	人税、住民		税	3,263	
法	人税	等 調 整	額	△104	3,159
当	期	純利	益		11,289
非支					128
親会	き社株主に帰	属する当期純利	益		11,160

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで)

						株	主 資	本	
				資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 斯	首	残	高		24,35	6 24,226	125,576	△12,912	161,246
当 斯	変	動	額						
剰 纺	金	の配	当				△3,722	_	△3,722
親会する	社 株 : 当 期	主に 帰純 利					11,160	_	11,160
自己	株式	の取	得			- -	-	△6,000	△6,000
自己	株式	の消	却			−	△5,704	5,704	_
株主美当 期		外の項E 額 (純	∃の 額)					_	_
当 期	変動	額合	計			- △(1,734	△296	1,437
当 期	末	残	高		24,35	6 24,226	127,310	△13,209	162,683

	その1	世の包括利益累			
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	30,393	2,259	32,653	914	194,814
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	_	_		_	△3,722
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	-	_	11,160
自己株式の取得	_	_	ı	_	△6,000
自己株式の消却	_	_	1	_	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	22,388	2,302	24,690	192	24,883
当期変動額合計	22,388	2,302	24,690	192	26,321
当 期 末 残 高	52,782	4,562	57,344	1,107	221,136

連結注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称キッセイ商事株式会社

キッセイコムテック株式会社 ハシバテクノス株式会社

②非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称 KISSEI AMERICA, INC.

株式会社プロス

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損

益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の 適用から除外しています。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法
 - 口. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ハ. 特定金銭信託

時価法

二. 棚卸資産

主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

連結子会社は主として定率法

ただし、連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 5年~50年 口. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

二. 長期前払費用 均等償却

③のれんの消却の方法及び償却期間

定額法 5年

④重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計

上しています。

ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき

計上しています。

二. 販売費引当金 連結会計年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費

用の支出に備えて、当連結会計年度中の経費実績率により算出した金額

を計上しています。

ホ. 役員退職慰労引当金 連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく

当連結会計年度末支給見込額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

- ②退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部における その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

③重要な収益及び費用の計 ト基準

当グループの顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履

行義務が充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

イ. 製商品の販売等

当グループは、医薬品事業において医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売、情報サービス事業において情報関連機器等の販売及び貸出、物品販売事業において麺類等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

物品販売事業における製商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しています。

ロ. 技術導出における技術料収入

当グループは、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

ハ. 工事契約等

当グループは、情報サービス事業においてシステム開発の請負契約及び保守契約、建設請負事業において建築・土木請負工事契約を締結しています。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しています。当連結会計年度末までに発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)に基づき、進捗度を測定しています。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しています。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産(純額)

- 百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は4,637百万円です。)

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産に係る回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号) に従い、将来減算一時差異のうち回収可能と判断されたものについて計上しています。回収可能性につい

ては、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより判断しています。将来の課税所 得は、取締役会で承認された年度経営計画とその後の期間の薬価改定率や投資有価証券の売却予定に基づ いて見積っています。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び投資有価証券売 却益の計上額です。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積っています。投資 有価証券売却益は、売却予定銘柄の当連結会計年度末における含み益の十分性及び売却可能性に基づいて 見積っています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場環境の変化等により当連結会計年度の見積りに使用した仮定が変化し、将来課税所得の見積 りに重要な影響を及ぼす場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

- 4. 連結貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 44.926百万円

(2) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額

798百万円 建物 十批 113百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額

75.579百万円

- 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
- (1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	当連結会計年度末
	の 株 式 数 (千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	の 株 式 数 (千株)
普通株式	51,811	_	2,500	49,311

- (注)発行済株式の総数の減少2.500千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。
- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (千株)
普通株式	5,695	1,910	2,500	5,105

(注) 自己株式の数の増加1.910千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1.909千株及び単元未満株式の買取り0千 株によるものであり、減少2.500千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却2.500千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6定時株	月22日 主総会	普通株式	1,844	40	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年1取締	1月6日 役 会	普通株式	1,877	41	2023年9月30日	2023年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,812	利益剰余金	41	2024年3月31日	2024年6月26日

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、有価証券運用規程に則った運用を行い、運用状況について財務管理部長が定期的に取締役会に報告しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません(注2)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	127,246	127,246	_
資 産 計	127,246	127,246	_

(注1) 有価証券に関する事項

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引金融機関等から提示された価格、投資信託は基準価格によっています。

また、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

307百万円

2) その他有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は13,979百万円であり、売却益の合計額は8,228百万円です。売却損はありません。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計 上 額	差額
	株式 債券	16,057	90,952	74,894
連結貸借対照表計上額が	国債・地方債等	_	_	_
取得原価を超えるもの	社債	100	100	0
以内が間を危だる000	その他	_	_	_
	その他	4,050	5,010	960
	小計	20,207	96,062	75,855
	株式	1,079	1,031	△47
	債券			
ずなながはかのまましぬが	国債・地方債等	_	_	_
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	1,450	1,397	△52
以付尿៕を起えないもの	その他	_	_	_
	その他	29,031	28,754	△277
	小計	31,560	31,183	△376
合 計		51,768	127,246	75,478

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	
非 上 場 株 式	1,264	
関係会社株式	889	

これらについては、「その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,894	_	_	_
受取手形	126	_	_	_
売掛金	27,664	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	_	_	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの	23,040	1,683	1,052	400
合 計	73,724	1,683	1,052	400

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位:百万円)

区分	時価							
	レベル1	レベル1 レベル2		合計				
有価証券及び投資有価証券								
その他有価証券								
株式	91,984	_	_	91,984				
社債	1,498	_	_	1,498				
その他	23,039	_	_	23,039				
資産計	116.521	_	_	116,521				

- (注) 1. 投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は10,725百万円です。
 - 2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	医薬品	情報サービス	建設請負	物品販売	合計
売上高					
医薬品事業					
医薬品販売	54,237	_	_	_	54,237
ヘルスケア食品販売	3,545	_	_	_	3,545
技術料	714	_	_	_	714
その他	4,850	_	_	_	4,850
情報サービス事業	_	10,511	_	_	10,511
建設請負事業	_	_	4,915	_	4,915
物品販売事業	_	_	_	983	983
顧客との契約から生ずる収益	63,348	10,511	4,915	983	79,758
外部顧客への売上高	63,348	8,399	3,022	809	75,579
内部売上高又は振替高	_	2,112	1,893	173	4,179
計	63,348	10,511	4,915	983	79,758

(2) 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生ずる収益認識を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格についての情報 残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。 当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、1,486百万円であり、当社グル ープは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に911百万円、1年超から5年以 内に575百万円の収益を認識することを見込んでいます。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4.977円41銭

(2) 1株当たり当期純利益

246円61銭

10. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

その他の注記
 該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	96,460	流 動 負 債	13,630
現 金 及 び 預 金	18,016	買掛金	2,491
特定金銭信託	1,862	短期借入金	760
売 掛 金	25,983	リ ー ス 債 務	95
有 価 証 券	23,039	未 払 金	4,195
商品及び製品	14,258	未払法人税等	2,029
仕 掛 品	62	契 約 負 債	803
原材料及び貯蔵品	11,650	賞 与 引 当 金	1,335
その他	1,586	役員賞与引当金	9
固定資産	145,508	販売費引当金	143
有 形 固 定 資 産	22,391	その他	1,767
建物	7,892	固定負債	19,734
構築物	237	リース債務	122
機械及び装置	813	長期未払金	350
車両運搬具	9	繰延税金負債	19,147
工具、器具及び備品	1,044	資産除去債務	114
土地	11,607	負債合計	33,365
リース資産	217	(純資産の部)	456.007
建設仮勘定	568	株主資本	156,007
無形固定資産	1,609	資本金	24,356
	1,381	資本剰余金	24,247
その他	227	資本準備金	24,247
投資その他の資産	121,505	利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金	120,613 940
投資有価証券	105,034	その他利益剰余金	119,672
関係会社株式	859	オープンイノベーション促進税制積立金	830
長期貸付金	3	別途積立金	68,100
長期前払費用	14,213	からい で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	50,741
前払年金費用	588	自己株式	△ 13,209
敷金及び保証金	244	評価・換算差額等	52,593
	576	その他有価証券評価差額金	52,593
質 倒 引 当 金	△15	純 資 産 合 計	208,601
資 産 合 計	241,966	負債純資産合計	241,966

損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

	科						金	額
売		上		高				63,348
売	T	=	原	価	i			30,469
売		上	総	利		益		32,878
販	売 費 万	と び ー	般管	理 費				30,251
営	!	業		利		益		2,627
営	業	外	収	益				
	受 取	利 息	及	び配	当	金	1,310	
	有 価	証	券	売	却	益	585	
	有 価	証	券	評	価	益	307	
	そ		\mathcal{O}			他	192	2,396
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	10	
	為	替		差		損	103	
	支	払	手	数		料	65	
	そ		\mathcal{O}			他	69	248
経		常		利		益		4,776
特	另		利	益				
	固 定		産	売	却	益	121	
	投 資	有 価	証	券 売	却	益	8,228	8,349
特	另		損	失				
	固 定		産	処	分	損	42	
	投 資	有 価	証	券 評	価	損	1	43
税		前 当			利	益		13,082
法					事業	税	2,819	
法		税	等	調	整	額	△44	2,774
当	i I	期	純	利		益		10,307

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

				株	主		資	7	*		
		資 >	本 剰 弁	金金		利	益 剰 ء	全 金			
	資本金		その他資本	資本剰余金		その	他利益剰	余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	オープンイノベーション 促進税制積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合計		
当 期 首 残 高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	49,860	119,732	△12,912	155,423
当 期 変 動 額											
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	_	△3,722	△3,722	_	△3,722
当期純利益	_	_	_	_	_	_	_	10,307	10,307	_	10,307
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	_	_	△6,000	△6,000
自己株式の消却	_	_	△0	△0	_	_	_	△5,704	△5,704	5,704	_
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_	△0	△0	_	_	_	881	881	△296	584
当 期 末 残 高	24,356	24,247	_	24,247	940	830	68,100	50,741	120,613	△13,209	156,007

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	30,256	30,256	185,679
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	_	_	△3,722
当期純利益	l	_	10,307
自己株式の取得	_	_	△6,000
自己株式の消却	_	_	_
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	22,336	22,336	22,336
当期変動額合計	22,336	22,336	22,921
当 期 末 残 高	52,593	52,593	208,601

個別注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 償却原価法

②子会社株式 移動平均法による原価法

③その他有価証券

・市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によ 以外のもの

り処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

4)特定金銭信託 時価法

⑤棚卸資産 主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

5年~50年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5 年) に基づく定額法

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4長期前払費用 均等僧却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不

能見込額を計上しています。

②當与引当金 従業員の當与支給に備えて、支給対象期間に基づく當与支給見込額を計上して

います。

③役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上してい

ます。

4)販売費引当金 事業年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に

備えて、当事業年度中の経費実績率により算出した金額を計上しています。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 事業年度から費用処理しています。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっています。

なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去 動務費用を加減算した額を超える場合は、前払年金費用として貸借対照表に計 上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

①製商品の販売等

当社は、医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

②技術導出における技術料収入

当社は、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって 生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額)

-百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は3.923百万円です。)

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産に係る回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号) に従い、将来減算一時差異のうち回収可能と判断されたものについて計上しています。回収可能性につい ては、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより判断しています。将来の課税所 得は、取締役会で承認された年度経営計画とその後の期間の薬価改定率や投資有価証券の売却予定に基づ いて見積っています。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率及び投資有価証券売却益の計上額です。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積っています。投資有価証券売却益は、売却予定銘柄の当事業年度末における含み益の十分性及び売却可能性に基づいて見積っています。

③翌年度の計算書類に与える影響

将来の市場環境の変化等により当事業年度の見積りに使用した仮定が変化し、将来課税所得の見積りに 重要な影響を及ぼす場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

- 4. 貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

43.421百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務 ①短期金銭債権

5百万円

②短期金銭債務

1.052百万円

(3) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額

 建物
 798百万円

 土地
 113百万円

- 5. 損益計算書に関する注記
- (1) 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額

63.348百万円

(2) 関係会社との取引高

①売上高

0百万円

②什入高

3,407百万円

③営業取引以外の取引高

108百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	5,695	1,910	2,500	5,105

(注) 自己株式の数の増加1,910千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,909千株及び単元未満株式の買取り0千株によるものであり、減少2,500千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却2,500千株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

前払研究費等	2,519百万円
有価証券評価損	618百万円
棚卸資産	562百万円
賞与引当金	407百万円
未払事業税	170百万円
契約負債	157百万円
役員退職慰労金	106百万円
減損損失	66百万円
その他	437百万円
繰延税金資産小計	5,046百万円
評価性引当額	△1,122百万円
繰延税金資産合計	3,923百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	22,559百万円
前払年金費用	119百万円
その他	392百万円
繰延税金負債合計	23,071百万円
繰延税金負債の純額	19.147百万円

- 8. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。
- 9. 関連当事者との取引に関する注記 該当事項はありません。
- 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一です。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額4,718円91銭(2) 1株当たり当期純利益227円76銭

12. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

- 13. 連結配当規制適用会社に関する注記 適用はありません。
- 14. その他の注記該当事項はありません。
- (注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、キッセイ薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所指定有限責任社員、八三四人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を 受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 池 伸 次 印

監査役伊佐治正幸邸

社外監査役 中川 寛 道 印

社外監査役 岩 渕 道 男 印

以上

株主総会会場ご案内図

長野県松本市芳野19番48号 当社本社 電 話 0263 (25) 9081 (代表)



交 通: JR篠ノ井線「南松本駅」より徒歩15分JR篠ノ井線「松本駅」より車で15分